

| | | | |
|---|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成30年2月20日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号 | 平成29年(行ケ)10063号 | | |
| <p>○ 名称を「ソルダペースト組成物及びリフローはんだ付方法」とする発明について，新規性・進歩性を肯定して無効審判請求を不成立とした審決を，進歩性の判断に誤りがあるとして取り消した事例</p> | | | |

(関連条文) 特許法 29 条 1 項 3 号， 29 条 2 項，

(関連する権利番号等) 無効 2015-800058 号， 特許第 4447798 号

判 決 要 旨

被告は，名称を「ソルダペースト組成物及びリフローはんだ付方法」とする発明（請求項の数 3。本件発明 1～3。なお，訂正請求があり，審決は訂正を認めている。）についての本件特許（特許第 4447798 号）の特許権者である。原告が，本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2015-800058 号），特許庁は，無効審判請求を不成立とする審決をした。

本件各発明は，無鉛系はんだ合金粉末を用いた場合に好適なソルダペースト組成物及びこれを用いたリフローはんだ付方法に関するものであるが，無鉛系はんだ粉末に分子量が少なくとも 500 であるヒンダードフェノール系化合物を併用したソルダペーストを用いることにより，高温のリフロー時においても無鉛系はんだ粉末及びフラックス膜の熱劣化を防止することができ，高温に弱い電子部品の熱損傷を避けることができるなどとするものである。

本判決の説示に関連する無効理由は，特開平 5-185283 号公報（甲 1 文献）記載の発明（甲 1 発明）を主引例とする新規性・進歩性の欠如である。

審決は，次のとおり判断して，本件各発明には進歩性があるとした。

- ① 本件発明 1 と甲 1 発明の相違点（「はんだ粉末」が，本件発明 1 では「無鉛系」であるのに対し，甲 1 発明でははんだ粉末の金属組成が特定されておらず，「無鉛系」であるか不明である点）は実質的な相違点である。
- ② 甲 1 発明において，相違点 1 に係る本件発明 1 の特定事項とすることは，当業者が容易に想到し得る。
- ③ しかし，本件発明 1 は，当業者が予測することのできない格別の効果を奏する。

これに対し，本判決は，以下のとおりの認定判断をし，審決の進歩性判断(③)には誤りがあるとして，これを取り消した。

- ① 本件明細書及び甲 1 文献の記載によれば，各記載の試験はいずれもはんだの再酸化が防止されているか確認したものである点で共通するところ，本件発明 1 の効果は，甲 1 文献及び技術常識から当事者が予測し得たことと比べてよく，また，ヒンダードフェノール系酸化防止剤の分子量が少なくとも 500 とされていることに臨界的意義があるということとはできない。

②被告が実施した実験からは、500 より大きい分子量の酸化防止剤を含むフラックスの方が、分子量 500 未満の酸化防止剤を含むフラックスよりも、未熔融率の低いソルダペーストを与えるということとはできない。